

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告書、入札説明書、契約書案、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札すること。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 電子調達システムを用いて入札書を提出すること。ただし、これによりがたい場合は入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とし提出すること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
なお、所定の用紙を使用しない場合は「入札者注意書を承諾の上、入札する」旨明記すること。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書の提示を求められた場合は提示すること。
- 7 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項について入札前に確認をしなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 8 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名又は署名を必ず行うこと。
- 9 所定の時刻を過ぎた入札書は受理しない。
- 10 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - ア 競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札。
 - イ 入札金額・入札者名（代理人を含む。以下同じ。）の確認ができないもの。
 - ウ 入札書に入札者の署名又は記名のないもの。
 - エ 入札物件番号を付した場合にあつては、入札物件番号を確認できないもの。
 - オ 入札金額を訂正したもの。
 - カ 郵便入札の場合にあつては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - キ 入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められ

た日時までに納付がないか、又は納付金額に不足があるとき（但し、入札保証金の納付を免除した場合を除く。）

ク 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

ケ その他入札条件に違反したもの

- 11 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 12 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しない。
- 13 開札は電子調達システムで行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行う。
- 14 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。
- 15 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、予決令第85条の基準に基づき次によることとする。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある著しく不相当であると認められるときは、落札の決定を保留することができる。
 - (2) 前項の当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。なお、調査の結果により、最低額の入札者であっても落札者とならない場合もある。
 - (3) 第1項により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) 第1項の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 16 落札となるべく同価の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価の入札をした者のうち、電子調達システムで当該者が当該入札に立ち会うことができない場合、又は、くじを引かない者がいるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
- 17 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 18 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 19 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 20 入札者（電子調達システムにおける紙入札者）が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。

- 21 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 22 入札を辞退した者は、これを理由として、以後に不利益な取扱いを受けるものではない。
- 23 入札を辞退するときは、その旨を、次により申し出ること。ただし、電子調達システムによる入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を同システムにおいて作成の上、提出すること。
- （１）入札執行前にあつては、入札辞退届を持参し、又は郵送（入札の前日までに到着するものに限る。）する。
- （２）入札執行中にあつては、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を直接提出する。
- 24 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。